

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

条 例

福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第七十五号

福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県修学等支援基金条例（平成二十一年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（私学・法人課）